

各位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社 代表者名代表取締役会長兼社長 山下 哲生 (コード番号 3751 東証マザーズ) 問合せ先 取締役経営企画本部長 加藤 伸一 TEL (03) 3211-8868 (代表)

会 社 名 国際航業ホールディングス株式会社 代表者名代表取締役社長 呉文 繍 (コード番号 9234 東証第一部) 問合せ先取締役企画本部長 渡邉 和伸 TEL (03) 6361-2442 (代表)

日本アジアグループ株式会社による国際航業ホールディングス株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

日本アジアグループ株式会社(以下「日本アジアG」といいます。)および国際航業ホールディングス株式会社(以下「国際航業HD」といいます。)は、本日開催のそれぞれの取締役会において、日本アジアGを株式交換完全親会社とし、国際航業HDを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しましたので、お知らせいたします。

本株式交換は、平成24年2月28日開催予定の日本アジアGおよび国際航業HDそれぞれの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けたうえ、平成24年4月1日を効力発生日として行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、国際航業HDの株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部(以下「東証第一部」といいます。)において、平成24年3月28日付で上場廃止(最終売買日は平成24年3月27日)となる予定です。

### I. 本株式交換による完全子会社化の目的

現在日本アジアGの完全子会社である日本アジアホールディングズ株式会社(以下「日本アジアHD」といいます。)は、国際航業株式会社(以下「国際航業」といいます。)の株式を平成18年12月に取得し、同社の筆頭株主となりました。更に、平成19年12月から開始した公開買付けにより、国際航業が行った株式移転によって設立された国際航業HDの株式を追加取得し、同社を子会社化いたしました。その後、平成22年3月に、日本アジアGが、日本アジアHDが保有する国際航業HDの全株式を譲渡により取得しました。これらは、国際航業が戦後60有余年の間に果たしてきた社会基盤形成や保全業務等によって蓄積した三次元の地理空間情報技術が、次代の環境エネルギー問題の解決に世界規模で有効であることに着目してのものでありました。

日本アジアHDによる国際航業の株式の取得以降、国際航業は、平成19年10月の株式移転による持株会社への移行(国際航業HDの設立)による組織再編を通じて、地理空間情報事業や不動産事業の注力分野のシフト、環境エネルギー事業の強化、そして、資本投下も含めて請負型ビジネスモデルから自らが事業主体となるビジネスモデルへの展開を目指した事業構造改革に取り組んでまいりました。

その中で特に、国際航業HDは、平成20年8月に、風力発電コンサルティングでは国内最高水準の株式会社東洋設計の株式を35%取得したことに続いて、同年12月には、欧州で太陽光発電所の開発実績を多数持つドイツのゲオソルグループを子会社化し、自ら再生可能エネルギー事業への参入を果たしました。

この国際航業HDグループの欧州での太陽光発電事業においては、日本アジアGグループの金融サービス事業が、太陽光発電所の開発を投資対象とする「ソーラー・エナジーファンド」を組成し、当該ファンドを通じて投融資を行いました。これは、日本アジアGの両事業のシナジー効果が最も発揮された取組みでありました。

こうした取組み実績などを背景に、国際航業HDは、これまでの技術サービス事業と不動産事業からなる事業構成を、空間情報コンサルティング事業、グリーンエネルギー事業およびグリーンプロパティ事業の3つの事業セグメントに再編し、日本アジアGとの協働により、既存事業の組み替えと環境エネルギー分野への経営資源投入を通じたグリーン・インフラストラクチャー(以下「グリーンインフラ」といいます。)企業への転換を目指す経営戦略を、中期経営計画 2010 として平成 22年5月に公表しました。

国際航業HDグループが、海外ではヨーロッパ(ドイツ・スペイン・イタリア・チェコ)や、国内では宮崎県都農町、群馬県館林市において先駆けて事業化しておりました太陽光発電事業は、東日本大震災以降、世界的に再生可能エネルギーの重要性が再認識されることにより、更にその成長が期待されるところとなりました。特に日本においては、平成23年8月に可決・成立した、再生可能エネルギー特別措置法による全量買取制度の施行に伴い、大規模太陽光発電(メガソーラー)事業の市場拡大、被災地での復興やまちづくりなどへの貢献などの面で太陽光発電事業への期待が増しています。また、国際航業HDの主要顧客である中央官庁や地方自治体においては、限られた財源の中で国民や住民への安全・安心なサービスを継続的に提供していく方策として、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:官民協力事業)/PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ:社会資本整備民営化事業)制度に基づく官民連携の取組みに対する機運と期待が高まっております。

このような事業環境や顧客ニーズの変化に伴い、金融・技術の両サービス事業のリソースとノウハウを融合し活用する協働の事業機会とそれをバックアップする大規模ファイナンス・ニーズが増加し、両グループの一体化により機動的な事業活動と資金調達活動を行うことが、今後の競争力を維持・拡大する上でも重要になってまいりました。

特に、技術的要素とファイナンス的要素を合わせ持つ太陽光発電事業と再生可能エネルギーを活用したまちづくり開発事業においては、より一層の迅速な経営判断と両事業グループの一体化に伴うノウハウの共有による投融資を含めた事業活動の展開が必要な要素と判断しております。

その一方で、ヨーロッパの財政金融問題に端を発する世界的な景気減速懸念や円高の加速により、日本の経済や事業・経営環境が極めて大きく変化いたしました。当該事業環境の変化を背景に、日本アジアGとして、長期的な観点からも、成長性の確保、収益基盤の安定化、収益向上および事業の拡大を持続的に追求すべく、平成23年11月頃より国際航業HDの完全子会社化の検討を開始し、本株式交換による国際航業HDの完全子会社化が日本アジアGの企業価値の向上を図る施策として不可欠であるとの判断の下、今般、本株式交換を行うことといたしました。

国際航業HDにおいては、日本アジアGからの本株式交換の提案に対して、本株式交換によるグ

ループ内再編を機会に、これまでの事業構造の転換を加速し、従来の技術サービスを提供するだけでなく、金融の仕組みを加えたサービスや事業をも行う機能を備えたユニークな企業への転換が図られること、それにより国際航業HDの企業価値を高めることが期待でき、ひいては現在の国際航業HDの株主の皆様への貢献にも資するとの考えに立ち、少数株主の皆様の利益の確保にも配慮しつつ慎重に検討を進め、今般、本株式交換を行うことといたしました。

日本アジアGは、国際航業HDを完全子会社とした後は、次のように4つのコア事業に各グループ企業を集約化し、競争優位にある事業を積極的に展開することに加え、東北復興に向けたまちづくりをはじめ、これからの社会が求める環境エネルギー関連分野での事業拡大に努め、今後の国内外の事業活動をよりスピーディーに推進いたします。また、両社間で役職員の交流を活発化し、人事・組織面においても結束力の強化とグループ方針の周知が図れる施策を行ってまいります。更に、グループ全体の価値観を共有し、企業姿勢を明確化するとともに、グループの求心力を強化し、戦略的なリソースマネジメントを加速し、一体感とスピード感のある組織の実現を図り、相乗的成長を通じて、グリーンインフラ企業への成長を牽引してまいります。

### 【4つのコア事業】

### 空間情報コンサルティング事業

地理空間情報技術や国土デザイン技術を利活用したコンサルティングサービス事業では扱い きれなかった公共系の既存財産のアセットマネージメント、事業の証券化、民営化といった自 治体へのファイナンス的側面への支援を強化しトータルソリューションを提供しつつ、防災や 減災技術を活用した災害に強いまちづくり、再生可能エネルギーを活用した社会インフラの再 構築などを通じたグリーン・コミュニティの形成実現に取り組みます。

### グリーンプロパティ事業

これまで培った不動産サービスの知見に加えて、環境・エネルギー時代に求められるエコタウン開発をはじめとする不動産ソリューションを金融サービスとの連携を通じて提供し、環境価値の創出、資産価値の向上を実現します。

### グリーンエネルギー事業

欧州と日本での実績とグループの総合力を活かして、再生可能エネルギーによる発電施設開発 適地を発掘、自ら企画し、資金調達から計画、設計、建設、運営まで一貫して実施することに より、急拡大の見込まれる日本の再生可能エネルギー事業を牽引します。

### ファイナンシャルサービス事業

上記三つのコア事業の企画、執行、拡大を支援する投融資資金の調達機能を果たします。取り分け、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギー産業の育成と、グリーンインフラの調整、構築支援というグループ全体の使命を果たすための大規模ファイナンスを実現するため国内外の資本市場の活用、他金融機関やメーカー等との協業・提携を通じた資金調達を担います。加えて、従来からのグループ外の投資家、企業向けへの金融サービスおよび、「リスクキャピタル供給者」としての社会的使命を果たしてまいります。

本株式交換により、次のような効果の具体化を図ります。

#### 【具体化する効果】

- ① 本株式交換による親子重複上場の解消により、グループ戦略機能を強化し、グループを束ねる 仕組みとして、明確で迅速な経営判断を基に、効率経営の追求と、規模の最適化と経営意思決定 の一段のスピード化を図ります。
- ② 上記①による効果的な事業執行体制の構築により、グループの各事業会社が、専門性を持つとともに、それぞれの役割を担い、執行責任を持ち、業績の向上に向けて責任をより明確化し、グ

ループ各社相互の連携を強化することにより、総合力を発揮します。

- ③ 持株会社である日本アジアG、国際航業HDおよび日本アジアHDのそれぞれが有する重複する組織を日本アジアGに集約し、シェアードサービスの拡充による業務集約・スリム化を図りつつ、オフィス・システム等の統合など一層の合理化により、本社機能の大幅なコスト削減を図ります。
- ④ 本株式交換を機に、新しい企業集団の創設として位置づけ、新たなコーポレートブランディングを導入し、より一体化したグループ全体の経営理念・経営ビジョンを共有化することにより、 方向性を一にしてシナジーを高め、企業価値およびステークホルダー共同の利益の向上に努めます。

上記の施策等により、日本アジアGは、「司令塔」として国際航業HDグループの持つ潜在力を顕在化し、収益力を向上させることに加えて、ファイナンシャルサービス事業の差別化、収益化をより強化することになり、グループの付加価値を最大限に高められることとなります。日本アジアGは、本株式交換により、従来からの日本アジアGの株主の皆様に加え、新たに日本アジアGの株主となる国際航業HDの株主の皆様の期待に沿えるよう、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

### Ⅱ. 本株式交換の要旨

### 1. 本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	平成 24 年	1月11日	(水)
株式交換契約締結日(両社)	平成 24 年	1月11日	(水)
臨時株主総会基準日公告日(両社)	平成 24 年	1月12日	(木) (予定)
臨時株主総会基準日 (両社)	平成 24 年	1月26日	(木) (予定)
臨時株主総会開催日(両社)	平成 24 年	2月28日	(火) (予定)
最終売買日(国際航業HD)	平成 24 年	3月27日	(火) (予定)
上場廃止日(国際航業HD)	平成 24 年	3月28日	(水) (予定)
株式交換の予定日 (効力発生日)	平成 24 年	4月 1日	(日)(予定)

<sup>(</sup>注)本株式交換の予定日(効力発生日)を含む本株式交換の日程は、両社の合意により変更されることがあります。

### 2. 本株式交換の方式

本株式交換は、日本アジアGを株式交換完全親会社、国際航業HDを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、平成24年2月28日開催予定の日本アジアGおよび国際航業HDの各臨時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を得たうえで、平成24年4月1日を効力発生日として行う予定です。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容

<u> </u>	日本アジアG	国際航業HD		
会社名	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)		
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0. 0653		
本株式交換により 交付する株式数	普通株式:1,019,976株(予定)			

## (注1) 株式の割当比率

国際航業HDの普通株式1株に対して、日本アジアGの普通株式 0.0653 株を割当て交付いたしますが、交付する株式は日本アジアGが保有する自己株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行する予定です。

ただし、日本アジアGが保有する国際航業HDの普通株式 21,540,000 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意のうえ、変更することがあります。

### (注2) 本株式交換により交付する日本アジアGの株式数

日本アジアGは、本株式交換により日本アジアGが国際航業HDの発行済株式(ただし、日本アジアGの保有する国際航業HDの株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の国際航業HDの株主の皆様(ただし、日本アジアGを除きます。)に対し、その保有する国際航業HDの株式の合計数に 0.0653 を乗じた数の日本アジアGの株式を割当て交付いたします。

なお、国際航業HDは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有することとなる自己株式の全部(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、国際航業HDによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### (注3) 1株に満たない端株の処理

日本アジアGは、本株式交換に伴い、日本アジアGの1株に満たない端数の割当てを受けることとなる国際 航業HDの株主の皆様に対しては、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1に満た ない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する日本アジアGの普通株式を売却し、かかる売却 代金をその端数に応じて当該株主様にお支払いいたします。

### 4. 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

国際航業HDは、本日現在、以下の各新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行しておりますが、本日開催の国際航業HD取締役会において、平成24年3月27日付で、本新株予約権の未行使残高すべてを、平成24年2月28日開催予定の国際航業HD臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案が原案どおり承認可決されることおよび平成24年3月27日までに本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、それぞれの新株予約権の発行価額(国際航業ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個につき5,450円、国際航業ホールディングス株式会社第2回新株予約権1個につき198円)で取得し、取得した本新株予約権をすべて消却する旨の決議を行いました。なお、国際航業HDは、新株予約権付社債を発行しておりません。

- ・国際航業ホールディングス株式会社第1回新株予約権(平成23年9月12日発行)
- ・国際航業ホールディングス株式会社第2回新株予約権(平成23年9月12日発行)

### Ⅲ. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### 1. 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、日本アジアGおよび国際航業HDは、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日本アジアGは株式会社プロジェスト(以下「プロジェスト」といいます。)を、国際航業HDは株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

プロジェストは、日本アジアGおよび国際航業HDについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、算定基準日である平成24年1月6日を基準日(以下「算定基準日」といいます。)として、日本アジアGにつきましては、東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)における日本アジアGの株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までの各々の期間の終値平均値ならびに国際

航業HDにおいて行使価額修正条項付き新株予約権の発行およびコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結を開示した平成23年8月25日の翌営業日以降の終値、国際航業HDにつきましては、東証第一部における国際航業HDの株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までの各々の期間の終値平均値ならびに行使価額修正条項付き新株予約権の発行およびコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結を開示した平成23年8月25日の翌営業日以降の終値をもとに、それぞれ分析しております。)を採用して算定を行いました。

なお、今回の算定に際して、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー方式(以下「DCF法」といいます。)については採用しておりません。これは日本アジアGの展開する事業のうちファイナンシャルサービス事業について、平成20年のリーマンショックや平成21年以降の欧州債務危機などの影響によりその将来の事業活動の成果を正確に予測することが困難な状況が続いているという市場環境下で、同社の利益計画に基づく算定結果の客観性を担保できないという理由によります。

日本アジアGの株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0590~0.0745

プロジェストは、株式交換比率の算定に際して、日本アジアGおよび国際航業HDから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、日本アジアG、国際航業HDおよびそれらの関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。日本アジアGおよび国際航業HDの財務予測については、日本アジアGおよび国際航業HDにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、プロジェストは、日本アジアGの取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として、 第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、日本アジアGの取締役会に対して提出することを 目的として算定結果を作成しており、その算定結果は、プロジェストが本株式交換における株式交 換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、プルータスは、日本アジアGについては、日本アジアGが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、東証マザーズにおける日本アジアGの株式の算定基準日の終値および日本アジアGにおいて業績予想の修正等を開示した平成23年12月7日の翌営業日以降の終値をもとに、分析しております。)を採用して算定を行いました。一方、DCF法については、将来の利益計画に対して実際の業績が相当程度上振れまたは下振れする可能性があり、算定結果の客観性を担保できないとの理由により採用しておりません。

国際航業HDについては、国際航業HDが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(諸条件を勘案し、東証第一部における国際航業HDの株式の算定基準日の終値および日本アジアGにおいて業績予想の修正等を開示した平成23年12月7日の翌営業日以降の終値をもとに、分析しております。)を採用して算定を行いました。一方、DCF法については、将来の利益計画を採用して算定を行うことが可能であるものの、日本アジアGについてDCF法を採用しておらず、DCF法による算定結果に基づく株式交換比率の算定ができないことから採用しておりません。

日本アジアGの株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0580~0.0768

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社ならびにその子会社および関係会社の資産または負債(簿外債務、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、プルータスが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公 正性について意見を表明するものではありません。

### 2. 算定の経緯

日本アジアGおよび国際航業HDは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、日本アジアGおよび国際航業HDは、それぞれ上記II.3に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、当該株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された日本アジアGおよび国際航業HDの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

#### 3. 算定機関との関係

日本アジアGの第三者算定機関であるプロジェストは、日本アジアGおよび国際航業HDの関連 当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、国際航業HDの第三者算定機関であるプルータスは、日本アジアGおよび国際航業HDの 関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### 4. 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日(平成24年4月1日を予定)をもって、国際航業HDは日本アジアGの完全子会社となり、国際航業HDの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って平成24年3月28日付で上場廃止(最終売買日は平成24年3月27日)となる予定です。上場廃止後は、国際航業HDの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

本株式交換の目的は上記 I に記載のとおりであり、国際航業HDの普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、国際航業HDの普通株式は上場廃止となる予定です。

国際航業HDの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換により国際航業HDの普通株式を保有する株主の皆様に割り当てられる日本アジアGの普通株式は東証マザーズに上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、国際航業HDの普通株式を 16 株以上保有し本株式交換により1株以上の日本アジアGの普通株式の割当てを受

ける国際航業HDの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、16 株未満の国際航業HDの普通株式を保有する株主の皆様には、1 株に満たない端数が割り当てられることになりますが、本株式交換に伴い1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 II. 3 に記載の(注 3)「1 株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

#### 5. 公正性を担保するための措置

日本アジアGは、既に国際航業HDの発行済株式数の 56.42%(平成 23 年 9 月 30 日現在)を保有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるプロジェストに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として国際航業HDとの間で交渉・協議を行いました。

一方、国際航業HDは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるプルータスに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本アジアGとの間で交渉・協議を行いました。

かかる交渉・協議の結果、両社は、上記Ⅱ.3に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催のそれぞれの取締役会で決議しました。

なお、両社はいずれも、それぞれの第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

また、日本アジアGは、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、国際 航業HDは、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を、財務アドバイザーとして株式会社赤坂国際会計を選任し、法的な観点または財務的な観点から本株式交換の適切な手続および 対応等について助言を受けました。

#### 6. 利益相反を回避するための措置

国際航業HDの取締役のうち山下哲生氏および呉文繍氏は、いずれも日本アジアGの取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から本日開催の国際航業HDの取締役会における本株式交換の審議および決議に参加しておらず、本株式交換に関する日本アジアGとの交渉・協議にも参加しておりません。

また、国際航業HDの監査役のうち社外監査役である小林一男氏は、日本アジアGの監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から本日開催の国際航業HDの取締役会における本株式交換の審議に参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、また、本株式交換に関する日本アジアGとの交渉・協議にも参加しておりません。

本日開催の国際航業HDの取締役会は、取締役8名中、上記山下哲生氏および呉文繍氏を除く全取締役6名、ならびに、監査役3名(うち社外監査役2名)中、上記小林一男氏を除く全監査役2名が出席し、出席した取締役全員の賛同を得て本株式交換契約を締結する旨を決議し、また、出席した監査役全員は、取締役会による本株式交換契約締結の決議につき、異議がない旨の意見を述べております。

また、国際航業HDの取締役会は、平成23年12月6日、本株式交換が国際航業HDの少数株主の皆様にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、支配株主である日本アジアGとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である泰田啓太氏(弁護士、桃尾・松尾・難波法律事務所所属)、中村亨氏(公認会計士、株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング代表取締役)および田辺孝二氏(国際航業HD社外取締役(東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されています。)、東京工業大学大学院教授)の3名によって構成さ

れる第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(i) 本株式交換の目的の正当性、(ii) 本株式交換の交換比率その他の条件の公正性、(iii) 本株式交換の手続の適正性等の観点から、本株式交換が国際航業HDの少数株主の皆様にとって不利益なものではないことに関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成23年12月8日から平成24年1月10日までに、合計6回開催され、国際 航業HDの取締役会からの諮問事項に関して、情報収集を行い、慎重に協議および検討を行いまし た。第三者委員会は、かかる検討にあたり、国際航業HDから、日本アジアGによる国際航業HD への提案内容、本株式交換に至る背景、国際航業HDの本株式交換についての考え方ならびに株式 交換比率を含む本株式交換その他の諸条件の交渉経緯および決定プロセスについての説明を受ける とともに、株式交換比率および本株式交換に係る意思決定の公正性ならびに国際航業HDの株主の 皆様の利益への配慮についての意見交換等を行っております。

また、第三者委員会は、プルータス、弁護士法人大江橋法律事務所および株式会社赤坂国際会計がそれぞれ国際航業HDに対して提出した株式交換比率算定書、法務デューディリジェンス報告書および財務調査報告書を参考に、本株式交換について検討いたしました。

第三者委員会は、このような経緯のもとに、上記諮問事項について慎重に協議および検討した結果、平成24年1月10日に、国際航業HDの取締役会に対し、(i) 本株式交換の目的は、国際航業HDの企業価値の向上の観点から検討されており、かつ、本株式交換により生じると見込まれている具体的なシナジーの内容が企業価値向上の観点からみていずれも不合理なものではなく、正当と評価できること、(ii) 国際航業HDは、国際航業HDと日本アジアGのいずれとも重要な利害関係を有しない第三者算定機関であるプルータスから株式交換比率算定書を取得し、日本アジアGから提示された株式交換比率案に対して、当該株式交換比率算定書を基に検討した対案を提示し、その結果として株式交換比率の決定に至っており、その条件は公正なものであると評価できること、(iii) 国際航業HDにおける本株式交換に係る交渉過程および意思決定過程は適切なものと解されることから、本株式交換に係る手続が適正であると評価できること、よって、これらの事情に基づけば、国際航業HDがかかる条件で本株式交換を行う旨の決定をすることは、国際航業HDの少数株主の皆様にとって不利益なものではないと評価することができるものと思料するとの内容の答申書を提出いたしました。

#### Ⅳ. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1)名 称	日本アジアグループ株式会社	国際航業ホールディングス株式会社
(2)所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目3番	東京都千代田区六番町2番地
	2号	
  (3)代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長	代表取締役社長
(3)代教者の役職・八石	山下 哲生	呉 文 繍
(4)事 業 内 容	純粋持株会社	純粋持株会社
(5)資 本 金	3,800,000,000円	16, 939, 013, 000 円
(6)設 立 年 月 日	昭和63年3月11日	平成 19 年 10 月 1 日
(7)発 行 済 株 式 数	1,696,337 株	38, 157, 103 株
(8)決 算 期	4月末	3月末
(9)従 業 員 数	(連結) 2,709 人	(連結) 2,115人
(10)主 要 取 引 先	純粋持株会社につき、該当なし	純粋持株会社につき、該当なし
(11)主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行	株式会社みずほ銀行

		JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED			日本アジアグループ株式会社		
		39. 33%			56. 42%		
			式会社				
			S LTD			会社	
		_	ルールディン	,	株式会社損害保険ジャパン 1.76%		
		会社		5. 14%	M- VA LIKE		11.1070
		,	ールディンク		   国際航業グループ従業員持株会		
	)大株主および持株比率	社 3.23%			> VC/NS(1	1. 73%	
1	本アジアG: 平成 23 年			株式会社りそ	な銀行		
	31 日現在、国際航業H	ビス株式会社 3.17%					
	成23年9月30日現在)	ノムラ シン	/ガポール !	リミテツド	コクサイエアロマリン株式会社		
(注	3)	カスタマー	セグ エフ:	ジェー1309			1.04%
				3. 11%			
		JAPAN ASIA S	SECURITIES L	IMITED A/C	日本トラステ	・イ・サービス	信託銀行株
		CLIENT		2.44%	式会社(信託	E口)	1.01%
		シンクス株式	式会社	2. 14%	株式会社パイ	イロットコー	ポレーショ
					ン		0.75%
		加藤 義和		0.80%	住友生命保険	食相互会社	0.65%
(13)	)当事会社間の関係						
	資本関係	日本アジアGは、国際航業HDの株式を 21,540,000 株 (国際航業HDの発				I業HDの発	
		行済株式総数の 56.42% (平成 23 年 9 月 30 日現在)) を保有しておりる					ております。
	人的関係	日本アジアGの取締役5名のうち2名は、国際航業HDの取締役を兼務して					
		おります。また、日本アジアGの監査役3名のうち1名は、国際航業HDの					
		監査役を兼務しております。					
	取引関係	国際航業HDは日本アジアGに融資をしており、現在 11 億円の貸付残高が					
		あります (平成 23 年 12 月 31 日現在)。					
関連当事者への該当		日本アジアGは、国際航業HDの親会社であり、関連当事者に該当します。					
	状況						
(14)	) 最近3年間の経営成績	および財政状	:態		T		
		, ,	アジアG(連	- , , , ,		航業HD(連	
決算	期	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
		4月期	4月期	4月期	3月期	3月期	3月期
	<b>持純資産</b>	26, 061	31, 498	26, 180	32, 891	32, 433	29, 367
	<b>結</b> 終資産	101, 502	99, 107	89, 106	67, 438	71, 798	66, 931
	は当たり連結純資産(円)	6, 610. 72	10, 240. 73	8, 226. 49	834.01	824.66	762. 08
	· 売上高	39, 200	82, 782	57, 727	49, 426	49, 583	50, 877
連結営業利益		308	△2, 981	△1, 153	805	290	245
連結経常利益		705	△2, 864	△2, 094	△279	△646	△243
-	<b>告当期純利益</b>	$\triangle 1,513$	3, 404	△4, 135	△730	△449	△2, 207
1株当たり連結当期純利益 (円)		△958. 46	2, 023. 46	△2, 459. 34	△19. 79	△12. 33	△60. 62
1株当たり配当金(円)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

<sup>(</sup>注1)日本アジアGについては平成23年4月30日現在、国際航業HDについては平成23年3月31日現在。ただし、

特記しているものを除きます。

- (注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。
- (注3) 国際航業HDにおいては、上記のほか、同社所有の自己株式1,017千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.66%)があります。また、平成19年10月1日付の株式移転に伴い、国際航業HDの子会社である国際航業HD株式719千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.88%)があります。

### V. 本株式交換後の状況

			株式交換完全親会社		
(1)名		称	日本アジアグループ株式会社		
(2) 所	在	地	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号		
(3) 代表	者の役職・	氏名	代表取締役会長兼社長 山下 哲生		
(4)事	業内	容	純粋持株会社		
(5)資	本	金	3,800,000,000円		
(6)決	算	期	4月末		
(7)純	資	産	現時点では確定しておりません。		
(8)総	資	産	現時点では確定しておりません。		

### VI. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みです。なお、この取引に伴い負ののれんが発生する見込みですが、発生する負ののれんの金額は現時点では未定です。

### VII. 今後の見通し

本株式交換による日本アジアGおよび国際航業HDの業績への影響は現時点では未定でありますが、判明次第お知らせいたします。なお、今後は、保有する経営資源を双方が一層緊密かつ有効に活用し、業績の向上を図る予定であります。

#### Ⅷ. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、国際航業HDにとって支配株主との取引等に該当します。

国際航業HDが、平成23年6月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書(以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。)で示している「I 4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は以下のとおりです。

国際航業HDがコーポレート・ガバナンス報告書で示している「I 4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の内容は、「親会社およびグループ会社間との取引条件については、その他の取引先との取引と同じく、契約条件や市場価格などを参考にしながら合理的に決定されたものを、取締役会または決裁規程に基づく決裁機関において決定しており、特別な取引条件はありません。」というものです。

国際航業HDは、上記Ⅲ.5「公正性を担保するための措置」およびⅢ.6「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

また、上記Ⅲ.6「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、国際航業HDの取締役会は、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(i)本株式交換の目的の正当性、(ii)本株式交換の交換比率その他の条件の公正性、(iii)本株式交換の手続の適正性等の観点から、本株

式交換が国際航業HDの少数株主の皆様にとって不利益なものではないことに関する意見を諮問しました。

その結果、平成24年1月10日付で、第三者委員会より、(i) 本株式交換の目的は、国際航業日 Dの企業価値の向上の観点から検討されており、かつ、本株式交換により生じると見込まれている 具体的なシナジーの内容が企業価値向上の観点からみていずれも不合理なものではなく、正当と評価できること、(ii) 国際航業日内は、国際航業日内と日本アジアGのいずれとも重要な利害関係を有しない第三者算定機関であるプルータスから株式交換比率算定書を取得し、日本アジアGから提示された株式交換比率案に対して、当該株式交換比率算定書を基に検討した対案を提示し、その結果として株式交換比率の決定に至っており、その条件は公正なものであると評価できること、(iii) 国際航業日口における本株式交換に係る交渉過程および意思決定過程は適切なものと解されることから、本株式交換に係る手続が適正であると評価できること、よって、これらの事情に基づけば、国際航業日Dがかかる条件で本株式交換を行う旨の決定をすることは、国際航業日Dの少数株主の皆様にとって不利益なものではないと評価することができるものと思料するとの内容の答申書を入手しております。

以 上

# (参考) 当期連結業績予想および前期連結実績

日本アジアG (当期連結業績予想は平成23年6月8日公表分)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成24年4月期)	64, 007	1, 827	733	457
前期実績 (平成23年4月期)	57, 727	△1, 153	△2, 094	<b>△</b> 4, 135

(単位:百万円)

国際航業HD(当期連結業績予想は平成23年5月12日公表分) (単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想	54, 847	851	433	334
(平成24年3月期)	54, 647	001	433	334
前期実績	EO 977	245	A 9.49	A 9, 907
(平成23年3月期)	50, 877	245	$\triangle 243$	$\triangle 2,207$